

○経済産業省令第四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月二十三日

経済産業大臣 西村 康稔

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(販売事業の登録申請等)

第四条 法第三条第二項の規定により同条第一項の登録の申請をしようとする者は、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる者に様式第一による申請書を提出しなければならない。

申請者の区分	申請書の提出先
一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）を管轄する指定都市の長	当該販売所の所在地
第二百五十二条の十	

改正前

(販売事業の登録申請等)

第四条 法第三条第二項の規定により同条第一項の登録の申請をしようとする者は、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる者に様式第一による申請書を提出しなければならない。

申請者の区分	申請書の提出先
〔新設〕	〔新設〕

<p>九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする者</p>	<p>一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする者（一の指定都市の区域内にのみ販</p>
	<p>当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事</p>

<p>一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする者</p>	<p>一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする者</p>
	<p>当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事</p>

売所を設置して液化 石油ガス販売事業を 行おうとする者を除 く。	[略]
[略]	[略]

2 [略]

(法第四条第一項第三号の経済産業省令で定め
 る者)

第五条の二 [略]

2 法第三条第一項の登録を受けた者若しくは法
 人であつてその業務を行う役員又は法定代理人
 若しくは同居の親族は、当該登録を受けた者又

[略]	[略]
[略]	[略]

2 [略]

(法第四条第一項第三号の経済産業省令で定め
 る者)

第五条の二 [略]

2 法第三条第一項の登録を受けた者若しくは法
 人であつてその業務を行う役員又は法定代理人
 若しくは同居の親族は、当該登録を受けた者又

は法人であつてその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、液化石油ガス販売事業の適切な実施が著しく困難となつたときは、法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(登録行政庁の変更の場合の届出)

第七条 法第六条の規定により登録行政庁の変更

は法人であつてその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、液化石油ガス販売事業の適切な実施が著しく困難となつたときは、法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(登録行政庁の変更の場合の届出)

第七条 法第六条の規定により登録行政庁の変更

の届出をしようとする者は、様式第三による届書を従前の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(販売所等の変更の届出)

第九条 法第八条の規定により販売所等の変更の届出をしようとする者は、様式第五による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。ただし、法第三条第二項第三号に定める事項を変更した者であつて法第三十六条に規定する都道府県知事(

の届出をしようとする者は、様式第三による届書を従前の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(販売所等の変更の届出)

第九条 法第八条の規定により販売所等の変更の届出をしようとする者は、様式第五による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第三条第二項第三号に定める事項を変更した者であつて法第三十六条に規定する都道府県知事の許可を受けたも

指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。

第五章、第八十八条、第一百二十二条及び第一百四十条において同じ。）の許可を受けたものは、この限りでない。

2
「略」

(承継の届出)

第十条 法第十条第三項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、法第十条第二項各号のいずれかに該当する場合は当該各号に定める者（当該届出をしようとする者が当該承継により一の経済産業局の管轄区域内であつて二以上の都道府県の区域

のは、この限りでない。

2
「略」

(承継の届出)

第十条 法第十条第三項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、法第十条第二項各号の一に該当する場合は経済産業大臣又は産業保安監督部長に様式第六による届書を、当該承継した液化石油ガス販売事業の登録をした都道府県知事に様式第七

内に販売所を有することとなった場合は、当該販売所の所在地を管轄する産業保安監督部長。

以下この項において「新登録行政庁」という。

）に様式第六による届書を、当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事又は指定都

市の長及び当該承継に係る液化石油ガス販売事

業について法第三条第一項の登録をした都道府

県知事又は指定都市の長（これらの者が新登録

行政庁である場合を除く。）に様式第七による

届書を、その他の場合は当該承継に係る液化石

油ガス販売事業について法第三条第一項の登録

をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道

府県知事又は指定都市の長に様式第六による届

による届書を、その他の場合は当該承継に係る液化石油ガス販売事業について法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に様式第六による届書を提出しなければならない。

書を提出しなければならない。

2 「略」

(業務主任者の選任等)

第二十二條 「略」

2～4 「略」

5 法第十九条第二項又は法第二十一条第二項の規定により、業務主任者又は業務主任者の代理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、様式第十による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

2 「略」

(業務主任者の選任等)

第二十二條 「略」

2～4 「略」

5 法第十九条第二項又は法第二十一条第二項の規定により、業務主任者又は業務主任者の代理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、様式第十による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第二十六条 法第二十三条の規定により、液化石油ガス販売事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十一による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならぬ。

(認定の申請)

第三十条 法第二十九条第二項の規定により同条第一項の認定の申請をしようとする者は、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に

(廃止の届出)

第二十六条 法第二十三条の規定により、液化石油ガス販売事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十一による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(認定の申請)

第三十条 法第二十九条第二項の規定により同条第一項の認定の申請をしようとする者は、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に

掲げる者に様式第十二による申請書を提出しなければならぬ。

申請者の区分	一の指定都市の区域 内のみ設置される 販売所の事業として ガスの一般消費者等 についての保安業務 を行おうとする者	申請書の提出先	当該販売所の所在地 を管轄する指定都市 の長
一の都道府県の区域 内のみ設置される 販売所の事業として	当該販売所の所在地 を管轄する都道府県 知事		

掲げる者に様式第十二による申請書を提出しなければならぬ。

申請者の区分	〔新設〕	申請書の提出先	〔新設〕
一の都道府県の区域 内のみ設置される 販売所の事業として	当該販売所の所在地 を管轄する都道府県 知事		

〔略〕	販売される液化石油 ガスの一般消費者等 についての保安業務 を行おうとする者（ 一 の指定都市の区域 内のみ設置される 販売所の事業として 販売される液化石油 ガスの一般消費者等 についての保安業務 を行おうとする者を 除く。）
〔略〕	

〔略〕	販売される液化石油 ガスの一般消費者等 についての保安業務 を行おうとする者
〔略〕	

(保安機関の認定の更新)

第三十四条 法第三十二条第一項の規定により認定の更新を受けようとする者は、様式第十四による申請書に第三十条第二項各号に掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に認定の満了する三十日前までに提出しなければならない。

(一般消費者等の数の増加の認可等)

第三十五条 法第三十三条第一項の規定により一

(保安機関の認定の更新)

第三十四条 法第三十二条第一項の規定により認定の更新を受けようとする者は、様式第十四による申請書に第三十条第二項各号に掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に認定の満了する三十日前までに提出しなければならない。

(一般消費者等の数の増加の認可等)

第三十五条 法第三十三条第一項の規定により一

般消費者等の数の増加の認可を受けようとする保安機関は、様式第十五による申請書に第三十条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

2 法第三十三条第二項の規定により一般消費者等の数の減少の届出をしようとする保安機関は、様式第十六による届書に第三十条第二項第一号に掲げる書類（当該減少に係る事業所のものに限り。）を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

般消費者等の数の増加の認可を受けようとする保安機関は、様式第十五による申請書に第三十条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第三十三条第二項の規定により一般消費者等の数の減少の届出をしようとする保安機関は、様式第十六による届書に第三十条第二項第一号に掲げる書類（当該減少に係る事業所のものに限り。）を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

ならない。

(保安業務規程)

第三十九条 法第三十五条第一項前段の規定により保安業務規程の認可を受けようとする保安機関は、様式第十七による申請書に保安業務規程を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

2 「略」

3 法第三十五条第一項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けようとする保安機関は、様式第十八による申請書を法第二十九条第

(保安業務規程)

第三十九条 法第三十五条第一項前段の規定により保安業務規程の認可を受けようとする保安機関は、様式第十七による申請書に保安業務規程を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 「略」

3 法第三十五条第一項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けようとする保安機関は、様式第十八による申請書を法第二十九条第

一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならぬ。

(認定行政庁の変更の場合の届出)

第四十条 法第三十五条の四において準用する法第六条の規定により法第二十九条第一項の認定を受けた者は、様式第十九による届書を従前の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならぬ。

(保安機関の変更の届出)

一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならぬ。

(認定行政庁の変更の場合の届出)

第四十条 法第三十五条の四において準用する法第六条の規定により法第二十九条第一項の認定を受けた者は、様式第十九による届書を従前の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならぬ。

(保安機関の変更の届出)

第四十一条 法第三十五条の四において準用する法第八条の規定により保安機関の変更の届出をしようとする者は、様式第二十による届書を法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

2 「略」

(承継の届出)

第四十二条 法第三十五条の四において準用する法第十条第三項の規定により保安機関の地位の承継の届出をしようとする者は、法第三十五条の四において準用する法第十条第二項各号のい

第四十一条 法第三十五条の四において準用する法第八条の規定により保安機関の変更の届出をしようとする者は、様式第二十による届書を法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 「略」

(承継の届出)

第四十二条 法第三十五条の四において準用する法第十条第三項の規定により保安機関の地位の承継の届出をしようとする者は、法第三十五条の四において準用する法第十条第二項各号の一

ずれかに該当する場合は当該各号に定める者（当該届出をしようとする者が当該承継により一の産業保安監督部の管轄区域内であつて二以上の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等）についての保安業務を行うこととなつた場合は、当該販売所の所在地を管轄する産業保安監督部長。以下この項において「新認定行政庁」という。）に様式第二十一による届書を、当該届出をしようとする者の認定をした都道府県知事又は指定都市の長及び当該承継に係る保安機関について法第二十九条第一項の認定をした都道府県知事又は指定都市の長（これらの者が新認

に該当する場合は経済産業大臣又は産業保安監督部長に様式第二十一による届書を、当該承継した保安機関の認定をした都道府県知事に様式第二十二による届書を、その他の場合は当該承継に係る保安機関について法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に様式第二十一による届書を提出しなければならない。

定行政庁である場合を除く。)に様式第二十二
による届書を、その他の場合は当該承継に係る
保安機関について法第二十九条第一項の認定を
した経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府
県知事又は指定都市の長に様式第二十一による
届書を提出しなければならない。

2 「略」

(廃止の届出)

第四十三条 法第三十五条の四において準用する
法第二十三条の規定により保安業務の廃止の届
出をしようとする保安機関は、様式第二十五に
よる届書を法第二十九条第一項の認定をした経

2 「略」

(廃止の届出)

第四十三条 法第三十五条の四において準用する
法第二十三条の規定により保安業務の廃止の届
出をしようとする保安機関は、様式第二十五に
よる届書を法第二十九条第一項の認定をした経

濟産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

（液化石油ガス販売事業者の認定申請）

第四十七条 法第三十五条の六第二項の規定により、同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第二十六による申請書に前条第一号ホに掲げる運営管理規程を添付して法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

（認定液化石油ガス販売事業者の報告義務）

濟産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

（液化石油ガス販売事業者の認定申請）

第四十七条 法第三十五条の六第二項の規定により、同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第二十六による申請書に前条第一号ホに掲げる運営管理規程を添付して法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

（認定液化石油ガス販売事業者の報告義務）

第四十八条 法第三十五条の七の規定により、認定液化石油ガス販売事業者は、毎事業年度経過後三月以内にその事業年度末における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を様式第二十七により、法第三十五条の六第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に報告しなければならぬ。ただし、当該事業年度経過後三月以内に次項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告した場合における当該事業年度については、この限りでない。

2
〔略〕

第四十八条 法第三十五条の七の規定により、認定液化石油ガス販売事業者は、毎事業年度経過後三月以内にその事業年度末における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を様式第二十七により、法第三十五条の六第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に報告しなければならぬ。ただし、当該事業年度経過後三月以内に次項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告した場合における当該事業年度については、この限りでない。

2
〔略〕

3 第一号認定を受けた液化石油ガス販売事業者
(以下「第一号認定液化石油ガス販売事業者」
という。)は、合併その他の事由による事業の
承継により、当該承継の日に認定対象消費者割
合が七十パーセントを下回った場合には、遅滞
なく、様式第二十七の二に当該承継の事実を証
する書面を添えて、当該承継の日における販売
所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結してい
る一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を
、法第三十五条の六第一項の認定をした経済産
業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は
指定都市の長に報告しなければならない。

4 「略」

3 第一号認定を受けた液化石油ガス販売事業者
(以下「第一号認定液化石油ガス販売事業者」
という。)は、合併その他の事由による事業の
承継により、当該承継の日に認定対象消費者割
合が七十パーセントを下回った場合には、遅滞
なく、様式第二十七の二に当該承継の事実を証
する書面を添えて、当該承継の日における販売
所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結してい
る一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を
、法第三十五条の六第一項の認定をした経済産
業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に
報告しなければならない。

4 「略」

(報告)

第百三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、毎事業年度経過後三月以内に、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下欄に掲げる者に報告しなければならぬ。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければならない。

液化石油	その事業年度末	法第三条第一
ガス販売	における販売する一般消費者等	項の登録をした経済産業大臣、産業保安
事業者	の数及び保安機	臣、産業保安

(報告)

第百三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、毎事業年度経過後三月以内に、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下表に掲げる者に報告しなければならぬ。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければならない。

液化石油	その事業年度末	法第三条第一
ガス販売	における販売する一般消費者等	項の登録をした経済産業大臣、産業保安
事業者	の数及び保安機	臣、産業保安

	関への保安業務 の委託状況	監督部長、都 道府県知事又 は指定都市の 長
保安機関	その事業年度に おける法第二十 七条第一項各号 に掲げる保安業 務の実施状況、 その事業年度末 における保安業 務資格者の数及 び保安業務に係	法第二十九条 第一項の認定 をした経済産 業大臣、産業 保安監督部長 、都道府県知 事又は指定都 市の長

	関への保安業務 の委託状況	監督部長又は 都道府県知事
保安機関	その事業年度に おける法第二十 七条第一項各号 に掲げる保安業 務の実施状況、 その事業年度末 における保安業 務資格者の数及 び保安業務に係	法第二十九条 第一項の認定 をした経済産 業大臣、産業 保安監督部長 又は都道府県 知事

	充てん事 業者
る一般消費者等 の 数並びに法人 にあつては、そ の事業年度中の 役員又は第三十 三条各号に掲げ る構成員の構成 の変更	その事業年度末 における充てん に係る一般消費者 等の数及び充て んの作業に従事し
法第三十七条 の四第一項の 許可をした都 道府県知事又 は指定都市の	法第三十七条 の四第一項の 許可をした都 道府県知事又 は指定都市の

	充てん事 業者
る一般消費者等 の 数並びに法人 にあつては、そ の事業年度中の 役員又は第三十 三条各号に掲げ る構成員の構成 の変更	その事業年度末 における充てん に係る一般消費 者等の数及び充 てんの作業に従
法第三十七条 の四第一項の 許可をした都 道府県知事	法第三十七条 の四第一項の 許可をした都 道府県知事

業者の数	ている充てん作 長
------	--------------

(経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告)

第四百四十条 都道府県知事又は指定都市の長は、令第十三条第八項の規定により法第十六条の第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、速やかに様式第六十四の供給設備技術基準適合命令実施報告書を当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

ん作業者の数	事している充て
--------	---------

(経済産業大臣に対する都道府県知事の報告)

第四百四十条 都道府県知事は、令第十三条第八項の規定により法第十六条の第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、速やかに様式第六十四の供給設備技術基準適合命令実施報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

第四百四十一条 都道府県知事又は指定都市の長は

、令第十三条第八項の規定により法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の報告の徴収の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十五の報告徴収実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 一三 「略」

2 都道府県知事又は指定都市の長は、法第八十

二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属

第四百四十一条 都道府県知事は、令第十三条第八

項の規定により法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の報告の徴収の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十五の報告徴収実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 一三 「略」

2 都道府県知事は、法第八十二条第一項に規定

する経済産業大臣の権限に属する事務を行った

する事務を行った場合であつて、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十六の報告徴収実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 三 「略」

3・4 「略」

第四百二十二条 都道府県知事又は指定都市の長は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権

場合であつて、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十六の報告徴収実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 三 「略」

3・4 「略」

第四百二十二条 都道府県知事は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（

限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の立入検査、質問又は収去の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十七の立入検査等実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一〇三 「略」

2 都道府県知事又は指定都市の長は、法第八十条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であつて、法令に違反する事実その他災害の発生につながる

液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の立入検査、質問又は収去の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十七の立入検査等実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一〇三 「略」

2 都道府県知事は、法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であつて、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大

<p>おそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十八の立入検査等実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。</p> <p>一～三 「略」</p> <p>3～6 「略」</p>	<p>な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十八の立入検査等実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。</p> <p>一～三 「略」</p> <p>3～6 「略」</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>様式第七、様式第二十二及び様式第二十八から様式第三十一まで中「都道府県知事」を削る。</p> <p>様式第三十二中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。</p> <p>様式第三十三から様式第三十八まで中「都道府県知事」を削る。</p>	

様式第三十九中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

様式第四十、様式第四十一及び様式第四十四中「都道府県知事」を削る。

様式第四十五中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

様式第四十六から様式第四十八まで及び様式第五十六から様式第五十八まで中「都道府県知事」を削る。

様式第六十一中「抜すい」を「抜粋」に、「都道府県知事は、この」を「都道府県知事又は指定都市の長は、この」に改める。

様式第六十四から様式第六十八まで中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五条の二第二項の規定により都道府県知事に対し届出をしな

ければならない事項についてその届出がされていないもので、施行日以後この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五条の二第二項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、指定都市の長に対して届出をしなければならぬ事項についてその届出がされていないものとみなす。